

規制の事前評価書（簡素化 A）

法令案の名称：日本学術会議法案
規制の名称：「日本学術会議」の名称使用制限
規制の区分：新設 拡充 緩和 廃止
担当部局：内閣府大臣官房総合政策推進室
評価実施時期：令和7年3月

(該当要件)

 i

(該当理由)

- 本規制による遵守費用、行政費用の発生は想定されず、負担の合計が年間10億円未満、かつ、個々の規制対象者の遵守費用が1回当たり1万円未満と推計されるため。

表：規制の事前評価書（簡素化）の適用要件

NO	該当要件
i	規制の新設・拡充措置であって、負担の合計が年間10億円未満、かつ、個々の規制対象者の遵守費用が1回当たり1万円未満と推計※されるもの(様式2—①) ※ 設備投資に関しては、一定の設備投資を伴う規制の場合は、初年度を中心とした設備投資額の総額を対象とする。また、初期の設備投資を必要としない規制の場合は、10年間程度の設備の維持管理費用の総額を目安とする。
ii	規制の緩和・廃止措置であって、負担の合計が年間10億円未満と推計されるもの(様式2—①)

1 規制の必要性・有効性

【新設・拡充】

<法令案の要旨>

- ・ 現在、内閣府の特別の機関である日本学術会議の機能強化に向けて、その独立性・自律性を抜本的に高めるため、学術に関する重要事項に係る審議、大学、研究機関、学会その他の学術に関係する者の間における連携の確保及び強化、学術に関する研究を円滑に進めるための社会環境の整備、学術に関する外国の団体及び国際団体との交流等を行うことにより、学術の向上発達を図るとともに、学術に関する知見を活用して社会の課題の解決に寄与することを目的とする法人として、日本学術会議（特殊法人）を設立することとし、当該法人の目的、機関、業務、財務会計等について定める。（一部の規定を除いて令和8年10月1日に施行する。）

<規制を新設・拡充する背景、発生している課題とその原因>

- ・ 名称使用制限は、独立行政法人や国立大学法人、特殊法人では福島国際研究教育機構や国立健康危機管理研究機構等に設けられている。当該規制（名称使用制限）の趣旨は、当該規制が設けられている法人の公共的性格に鑑み、当該法人としての実体を備えていない者が、その名称中に当該法人の名称を表す文字（例「独立行政法人」）を用いることにより、国民に不測の損害を与え、当該法人に対する国民の信頼が揺らぐことにより、当該法人の事業運営に支障が生じるおそれがあること、ひいては、制度の社会的意義が減殺されることがないようにするというもの。

本法案により設立する日本学術会議についても、我が国唯一のナショナルアカデミーとして、政府の諮問に対する答申等、学術に関する重要事項を審議し、その実現を図ることのほか、我が国を代表して学術に関する国際団体との交流を行うことを業務としており、日本学術会議に対する内外の信頼が揺らぐことがあっては、その事業運営に支障を生じることから、名称の使用制限規制を設けることとする。

<必要となる規制新設・拡充の内容>

- ・ 日本学術会議ではない者が、名称中に「日本学術会議」という文字を用いることを禁じるものであり、これに違反した者に対しては、本法案の別規定により罰則（10万円以下の過料）が科せられることになる。

2 効果（課題の解消・予防）の把握

【新設・拡充】

- ・ 現在、内閣府の特別の機関である日本学術会議以外に日本学術会議の名称を用いている他の法人は確認されていない。本規制の導入により、本法案に基づいて設立される日本学術会議以外の法人で日本学術会議の名称を使用する法人が存在しない状態が維持されることが本規制の想定される効果である。これにより、国民に無用の混乱を生じさせず、日本学術会議に対する信頼を確保することができ、ひいては、日本学術会議の業務が円滑に遂行されることが期待される。

3 負担の把握

【新設・拡充】

<遵守費用>

- ・ 現在、日本学術会議の名称を用いる他の法人は確認されておらず、また、新たに「日本学術会議」の名称を用いないことについて費用の発生は想定されないことから、遵守費用の発生は想定されない。

<行政費用>

- ・ 本規制に該当する団体かどうかは、当該団体が日本学術会議という名称を使用して活動している旨の情報を国が得ることで判明するものであり、本規制に係る行政費用の発生は想定されない。

4 利害関係者からの意見聴取

【新設・拡充、緩和・廃止】

■意見聴取した 意見聴取しなかった

<主な意見内容と今後調整を要する論点>

- ・ 本規制にかかる直接的な意見はなかったが、有識者懇談会最終報告書においては、法制化に当たり、「学術会議のより良い役割発揮に向けた機能強化のために学術会議の独立性と自律性をさらに高める」観点から「国が設立する法人として、科学者を内外に代表する地位、政府に学術的助言を行う権限等は、引き続き法律により認めること」が前提であるとされている。

<関連する会合の名称、開催日>

- ・ 日本学術会議の在り方に関する有識者懇談会、組織・制度ワーキング・グループ、会員選考等ワーキング・グループ（有識者懇談会については、令和5年8月～令和6年12月まで、ワーキング・グループについては、令和6年4月～同年12月まで）

<関連する会合の議事録の公表>

- ・ <https://www.cao.go.jp/sc/jarikata/kondankai.html>

5 事後評価の実施時期

【新設・拡充、緩和・廃止】

<見直し条項がある法令案>

- ・ 見直し条項（期限：施行後6年を目途）を踏まえた事後評価の実施時期は令和14年度であり、それまでに事後評価を実施予定。